

# 茨城県電動車導入方針

## 1 目的

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの排出を削減するため、県の率先行動として、電動車を積極的に導入する方針を定める。

## 2 対象

県の全ての車両。

ただし、一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車及び貨物自動車（共に乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車、小型自動車、軽自動車であるもの。）とし、警察本部車両については、業務に支障のない範囲で対象とする。

## 3 基本方針

- (1) 公用車の効率的な利用を促進し、導入台数の抑制に努める。
- (2) 導入する一般公用車については、原則として、電動車とする。ただし、業務上必要な性能を有する電動車がない場合など、代替可能な電動車がない場合はこの限りではない。
- (3) 導入する電動車については、車両価格や使用目的、安定した運用に係る諸情勢等を総合的に勘案して、適切に選定する。
- (4) 一般公用車以外についても、可能な限り電動車を優先して導入するものとする。

## 4 電動車の定義

- (1) 電気自動車
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) プラグインハイブリッド自動車
- (4) 燃料電池自動車（水素自動車を含む）

## 5 その他

- (1) 導入する公用車の選定過程については、導入する所属において、本方針に沿って検討したことが明確となるよう、適切に記録するものとする。
- (2) 本方針は、車両の技術開発の状況等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。
- (3) 本方針の実施に関して、必要な事項は別に定める。

## 6 適用時期

「茨城県低排出ガス低燃費自動車購入方針」を平成 19 年 3 月 7 日から適用する。  
「茨城県低排出ガス低燃費自動車購入方針」を平成 24 年 2 月 23 日に廃止する。  
「茨城県低公害車購入方針」を平成 24 年 2 月 23 日から適用する。  
一部改正した「茨城県低公害車購入方針」を平成 24 年 10 月 24 日から適用する。  
一部改正した「茨城県低公害車購入方針」を平成 28 年 3 月 31 日から適用する。  
改正した「茨城県低公害車導入方針」を平成 29 年 4 月 1 日から適用する。  
改正した「茨城県電動車導入方針」を令和 7 年 4 月 1 日から適用する。